

医療法人 寺沢病院 感染防止対策に関する取り組み事項

1. 院内感染防止に関する基本的考え

医療関連感染の発生を未然に防止すると共に、感染拡大しないように可及的かつ速やかに抑圧終息することを目的とします。安全・安心な医療提供の基盤となるよう、病院全体として感染防止対策に取り組みます。

2. 院内感染防止対策のための委員会や院内組織に関する基本的事項

<感染防止対策委員会の設置>

感染防止対策に関する意思決定機関として、感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、感染対策に関する事項を検討しています。

<感染制御チーム ICT：Infection Control Team>

院内での感染防止対策活動の実働組織としてICTを設置し、定期的な会議と各部署の巡回による対策の指導・助言、感染問題の相談対応を行っています。

3. 院内感染防止対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

感染防止対策の周知徹底および意識・知識・技術向上を図るために研修会を行っています。全職員を対象とした研修を年2回以上実施しています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内における薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を報告し、注意喚起を行います。感染対策委員会で情報共有し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行っています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染防止対策チームが感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本取り組み事項は院内に掲示し、患者およびご家族の皆さま等から閲覧の求めがあった場合、これに応じます。

7. その他、院内感染防止対策の推進のために必要な基本方針

感染防止対策に関するマニュアルを各部署に配備し、全職員への周知を行っています。全職員が手指衛生等、院内感染防止に努めています。

医療法人 寺沢病院 感染防止対策委員会

2022年12月1日改定